

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和5年度 公文書開示（2月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日   | 決定年月日   | 公文書の件名   | 総枚数 | 決定区分 |      |     |    | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 不開示理由等   | 所管局部課等                     |
|-------|---------|---------|--|-----|------|------|-----|----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--|----------------------------|
|       |         |         |  |     | 開示   | 一部開示 | 不開示 | 存在 | 1号          | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | 9号 |  |                            |
| 1     | R6.1.29 | R6.2.1  | 都営霞ヶ丘アパート敷地整備工事に係る下記の書類<br>(1) 工事請負契約書（平成28年2月24日付27住東管第777号）のうち表紙及び工事概要書<br>(2) 承諾書（平成28年11月30日付け）<br>(3) 承諾書（平成28年12月13日付け）<br>(4) 承諾書（平成29年3月7日付け）<br>(5) 承諾書（平成29年4月20日付け）<br>(6) 承諾書（平成29年6月30日付け）<br>(7) 承諾書（平成29年8月30日付け）   | 8   | 1    |      |     |    |             |    |    | 1  |    |    |    |    |    | (印影)<br>公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第4号の規定により不開示とする。 | 住宅政策本部<br>東部住宅建設事務所<br>開発課 |
| 2     | R6.1.22 | R6.2.2  | 1 本羽田一丁目<br>保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）<br>引越しに際してのお願い<br>2 西巣鴨二丁目<br>今後の予定<br>保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）<br>保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について（お知らせ）<br>3 南花畑四丁目<br>今後のスケジュール等について<br>保証金の納入及び使用許可書・鍵の交付について<br>4 新田一丁目<br>新田一丁目アパート（2期）建替移転説明会開催のお知らせ<br>新田一丁目アパートへの戻り移転について（団地外仮移転者向け）<br>新田一丁目アパートへの戻り移転について（団地内仮移転者向け）<br>戻り入居に際しての注意事項<br>移転先住宅関係資料<br>移転先住宅見学会のお知らせ<br>移転説明会資料（新田一丁目アパート・2期）<br>建替事業に伴う居住者移転について<br>移転先住宅関係資料<br>移転先住宅見学会のお知らせ<br>5 辰沼一丁目<br>辰沼一丁目アパート（1期）「移転説明会」開催のお知らせ | 148 | 1    |      |     |    |             |    |    |    |    |    |    |    |    |  | 住宅政策本部<br>東部住宅建設事務所<br>折衝課 |
| 3     | R6.1.29 | R6.2.7  | 東京都知事（〇）第〇号〇株式会社に係る次の公文書。<br>ただし、履歴事項全部証明書を除く。<br>(1) 平成〇年〇月〇日受付第〇号の宅地建物取引業免許申請書<br>(2) 令和〇年〇月〇日受付第〇号の宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書  | 31  | 1    |      |     |    |             |    |    | 1  |    |    |    |    |    | (印影)<br>公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第4号の規定により不開示とする。 | 住宅政策本部<br>民間住宅部<br>不動産課    |
| 4     | R6.1.26 | R6.2.8  | 塗料の出荷証明書（住宅政策本部東部住宅建設事務所建設課分で出荷証明書が交付された工事分）   | 1   | 1    |      |     |    |             |    |    |    |    |    |    |    |    |  | 住宅政策本部<br>東部住宅建設事務所<br>建設課 |
| 5     | R6.2.8  | R6.2.19 | 下記の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業免許申請書類のうち、決算書、代表者の略歴書及び5%以上の株主・出資者等の名簿<br>(1) 株式会社〇   | 6   | 1    |      |     |    |             |    |    |    |    |    |    |    |    |  | 住宅政策本部<br>民間住宅部<br>不動産課    |
| 6     | R6.2.8  | R6.2.19 | 下記の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業免許申請書類のうち、決算書、代表者の略歴書及び5%以上の株主・出資者等の名簿<br>(1) 〇株式会社<br>(2) 〇株式会社<br>(3) 〇株式会社   | 16  | 1    |      |     |    |             |    |    | 1  |    |    |    |    |    | (印影)<br>公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第4号の規定により不開示とする。 | 住宅政策本部<br>民間住宅部<br>不動産課    |
| 7     | R6.1.23 | R6.2.19 | 下記の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業免許申請書類のうち、決算書、代表者の略歴書及び5%以上の株主・出資者等の名簿<br>(1) 株式会社〇<br>(2) 株式会社〇<br>(3) 株式会社〇<br>(4) 株式会社〇  | 23  | 1    |      |     |    |             |    |    |    |    |    |    |    |    |  | 住宅政策本部<br>民間住宅部<br>不動産課    |
| 8     | R6.1.23 | R6.2.19 | 下記の宅地建物取引業者に係る宅地建物取引業免許申請書類のうち、決算書、代表者の略歴書及び5%以上の株主・出資者等の名簿<br>(1) 〇株式会社<br>(2) 〇株式会社  | 10  | 1    |      |     |    |             |    |    | 1  |    |    |    |    |    | (印影)<br>公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第4号の規定により不開示とする。 | 住宅政策本部<br>民間住宅部<br>不動産課    |

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<公文書の枚数>